

動産総合保険事故の事務手続方法について

2024年9月

(株)ジェックビジネス

1. 動産総合保険について

1 - (4) .保険金支払対象事故

①支払対象となる事故

不測かつ突発的な事故によって生じた損害

【例】

火災

落雷

破裂・爆発

風災・ひょう災・雪災

盗難

煙害・給排水管の事故による水漏れ

運送中の衝突・脱線・転覆などの事故

航空機の墜落・航空機からの落下物による事故

建物の倒壊

その他の不測かつ突発的な事故による破損

②支払対象外となる事故

(免責事由)

【例】

故意または重過失による損害

地震・噴火・津波による損害

自然の消耗・瑕疵・虫食い

性質損 (カビ・サビ・変質・変色など) などによる損害

紛失・置き忘れによる損害

戦争・暴動・その他の事変

公権力の行使による損害修理・清掃等の作業上の過失または技術的拙劣による損害

核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害

物件に加工を施した場合、加工着手後の損害など

機器に**損害が確認できなかった場合の「点検・診断費」**

(損害が確認できた場合は「点検・診断費」も対象となります)